

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
28	H31.1.4	H31.1.18	立川市富士見町六丁目4番地先から同市富士見町七丁目24番地先間配水小管布設替及び新設工事 立川市上砂町五丁目50番地先から同市上砂町五丁目45番地先間配水小管布設替工事 福生市北田園一丁目1番地先から同市南田園三丁目17番地先間配水小管布設替工事 上記工事に関する施工代価表	1285	1														立川給水管理事務所工務課	
29	H31.1.4	H31.1.18	西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎1318番地先から同町大字箱根ヶ崎1355番地先間配水本管(400mm)新設工事に関する施工代価表	468	1														多摩水道改革推進本部工務課	
30	H31.1.4	H31.1.18	八王子市中野山王一丁目25番地先から同市中野山王一丁目22番地先間配水小管布設替及び新設工事に関する施工代価表	276	1														多摩給水管理事務所工務課	
31	H31.1.4	H31.1.18	港区〇〇工事に関する工事記録写真	17	1						1								(7条2号) 工事記録写真内の交通保安員の顔の部分は、個人に関する情報で、特定の個人を識別できる情報であるため 工事記録写真内の車両ナンバープレートは、個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため	中央支所給水課
32	H31.1.7	H31.1.21	武蔵村山市大南三丁目地先から立川市砂川町七丁目地先間配水本管(400mm)新設工事に関する設計書一式及び施工代価表	871	1														多摩水道改革推進本部工務課	
33	H31.1.7	H31.1.21	多摩北部給水所(仮称)から東村山市恩多町一丁目地先間送水管(900mm)新設工事(シールド工事)に関する仮設材・機械器具損料日数計算、仮設材賃料相当加算額内訳の根拠資料及び管理費区分チェックリスト	5	1						1								(7条3号) 該当建設副産物搬出先会社名は、公表すると他の者に搬出先企業の経営上の情報が知られることになり、当該企業の競争上及び事業運営上の地位が損なわれるため	多摩水道改革推進本部工務課
34	H31.1.7	H31.1.21	平成30年度小作浄水場排水処理施設運転管理作業委託単価契約に関する設計書一式	38	1							1		1					(7条6号) 設計額及び設計単価が公になれば、例年、類似の積算が行われることから、この金額を基に翌年度以降の契約上限額を類推することが容易になり、入札参加者が上限額に近似した額で見積りを行う可能性が高い。その結果、価格交渉が円滑に行われなくなり、契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため (7条4号及び6号) 特記仕様書内の平面図は、当該施設の名称と施設の配置を公にすることで、テロ等の犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるとともに、セキュリティの確保に支障を及ぼすおそれがあるため	東村山浄水管理事務所技術課
35	H31.1.7	H31.1.21	平成30年度三園浄水場排水処理施設運転管理作業委託単価契約に関する設計書一式	43	1							1		1					(7条6号) 設計額及び設計単価が公になれば、例年、類似の積算が行われることから、この金額を基に翌年度以降の契約上限額を類推することが容易になり、入札参加者が上限額に近似した額で見積りを行う可能性が高い。その結果、価格交渉が円滑に行われなくなり、契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため (7条4号及び6号) 特記仕様書内の平面図は、当該施設の名称と施設の配置を公にすることで、テロ等の犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるとともに、セキュリティの確保に支障を及ぼすおそれがあるため	朝霞浄水管理事務所庶務課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
84	H31.1.17	H31.1.31	給水キャップ外2点の買入れに関する仕様書	9	1														サービス推進部業務課
85	H31.1.21	H31.1.31	〇〇地先〇〇にある〇〇所有の〇〇からの〇〇に〇〇する為に、実施した同給水管の取換え工事(〇年〇月〇日指示番号〇〇号)に関する漏水修理(機動作業)作業報告書、工事記録写真及び修理カード (2)・工事積算入力用・統計入力用	22		1													中央支所給水課

※公文書の件名内の「工事設計書一式」とは「①工事設計書②説明書③工事総括数量表④総括書⑤工種別総括書⑥内訳書⑦内訳明細書⑧代価明細書⑨共通仮設費・イメージアップ経費算出表⑩諸経費算出表⑪管弁類材料集計表(表紙)⑫管弁類材料工種別総括書⑬管弁類材料内訳書⑭給水管類材料内訳明細書⑮特記仕様書」のいずれか(複数)を含む。

表の見方
 <決定区分>
 ・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。
 <(根拠規定)条例7条>
 ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。
 <公文書の件名>について
 ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。